

生活衛生営業を営む事業所の皆様へ

問 保健福祉課 健康増進係
☎476-1111 (131・132)

「生衛業受動喫煙防止対策助成金」のご案内

2020年4月から、原則、屋内禁煙。喫煙するためには「喫煙室」の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。多くの方が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となります。

- ・ 飲食店
- ・ 事業所
- ・ 工場
- ・ ホテル
- ・ 旅館
- ・ 事務所など

**2020年4月1日から
「原則、室内禁煙」です。**

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室を設置して喫煙することは可能です。

【経過措置】 既存特定飲食施設(①客席面積100㎡以下、②資本金5000万円以下)は、「喫煙標識」等を掲示し、喫煙可能とする猶予措置があります。

受動喫煙防止対策を行う際、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」制度があります。労働災害補償保険による助成の対象外(いわゆる「一人親方」)となる生活衛生関係営業者の皆様は、下記の助成制度をご活用ください。

助成制度の対象となる事業主

次の(1)から(3)のすべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用対象外となっている事業者(いわゆる「一人親方」)		
(2)	次のいずれかに該当する「生活衛生関係営業」を営む事業者		
	[サービス業] 1. 理容店 2. 美容店 3. 興行場(映画館など) 4. クリーニング店 5. 公衆浴場(銭湯) 6. ホテル、旅館 7. 簡易宿泊所 8. 下宿営業	[飲食業] 1. すし店 2. めん類店(そば、うどん店) 3. 中華料理店 4. 社交業(スナック、バーなど) 5. 料理店(料亭など) 6. 喫茶店 7. その他の飲食店(食堂、レストランなど)	[販売業] 1. 食肉販売店 2. 食鳥肉販売店 3. 氷雪販売業
(3)	事業場内において、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成制度の対象となる措置事業

①	基準を満たす喫煙室の設置・改修
②	基準を満たす脱煙機能付き喫煙ブースの整備

※対象となる基準の詳細は厚生労働省ホームページもご参照ください

助成制度の内容

助成対象経費	助成率	上限
上記①及び②の措置事業に係る工費、設備費、備品費、機械装置費、管理費及び雑役務費	1/2 (飲食店を営んでいる事業場は2/3)	100万円

【助成の申請窓口・問合せ先】
鹿児島県 生活衛生営業指導センター 電話 099-222-8332